

こんなこと、ぜったい許しません！



生活保護は憲法第25条で保障された「生存権」を守る制度！

憲法第25条に保障された「生存権」を具体化することが生活保護制度の使命です。
しかし、政府厚生労働省は、2018年をめぐりに制度の全面的な見直しを行いました。

改悪され続ける「生活保護制度」

生活保護基準を決める厚労省は5年前、社会保障審議会・生活保護基準部会で、まったく資料も出さず議論もしなかった「物価の下落」を、基準部会が終わってから持ち出し、最大1割も生活扶助基準の引下げを強行しました。しかも「物価の下落」は、明らかな偽装でした。



生活保護利用者の生活に大打撃

基準引き下げは生活保護利用者の暮らしを直撃、「食事は2食。」「衣類はもらい物」、「節約に頑張ってきたがもう限界」、「親類や友人の冠婚葬祭にも出られず孤立していく」など、生活が立ち行かなくなっています。

現在2013年からの史上最大の生活保護基準の引下げを違憲として、全国29都道府県1000人超の利用者（愛媛県40人）が裁判を闘っています。

2018年更なる引下げは許されない。

市民生活の「岩盤」である生活保護基準額は、低所得下位10%の低きに合わせる手法によって、2013年からの引下げに続き2018年10月から3年かけて最大5%更なる引下げ（160億円）が予定されています。このままでは最後のセーフティネットの底抜けが危惧されます。

さらに、こんな改悪が行われます。

- 母子加算の引下げ、児童養育加算の引下げ
- 生活保護利用者に対してだけ薬局の一元化
- 生活保護利用者に対してだけ後発医薬品を原則化

改悪の動きをみんなの“力”で押し返し、生活保護を充実させよう！

生活保護基準は、年金や最低賃金、住民税非課税基準、医療や国保・介護、公営住宅家賃などの減免、就学援助など各種制度の適用基準に影響します。生活保護利用者だけでなく私たち全員の問題です。

誰でも貧困に陥る可能性がある社会の中で大切なのは、どんな状況でも人間らしく生きられる最低限のセーフティネット。憲法にも保障されている権利をみんなでまもりましょう。

あなたも参加しませんか



いのちのとりで裁判愛媛アクション TEL. 089-961-4238

〒791-1102 愛媛県松山市来住町 1091-1 愛媛生協病院内 FAX.089-976-7048

<https://www.facebook.com/ehimeseizonken/>